

令和4年第2回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年1月27日（木）午後0時30分～午後4時

開催場所 警察本部各執務室、西部地区運転免許センター聴聞室（リモート）

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時15分～午後2時5分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 衣笠委員

警察本部 服部警察本部長 川島警務部長 岡山首席監察官
前田生活安全部長 谷村刑事部長 柴田交通部長
加藤警備部長 青木警察学校長 濱口情報通信部長
水谷警務部参事官

（事務局等～山脇公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

4 報告事項

- 2月補正予算案（警察関係）の概要（警務部）
- 令和4年度当初予算案（警察関係）の概要（警務部）
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）
- 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和3年度第3四半期）（警務部）
- 令和3年度総合監察実施結果（警務部）
- 琴浦大山警察署八橋駐在所の設置（生活安全部）
- 鳥取県警察手数料条例の一部改正（交通部）

（1）2月補正予算案（警察関係）の概要（警務部）

警察本部

本年度の警察費予算は、11月補正時点で約171億6,953万円を確保し

ているが、2月補正では、決算見込みに基づく不用額として、総額約4億8,271万円を減額補正する。補正後の予算総額は、約166億8,682万円となる。

不用額の内容は、給与等の職員人件費のほか、自動車保管場所証明事務委託等の各種事務委託費や、交番・駐在所建設工事の入札残、ヘリコプター機体点検時期の変更等によるものである。

繰越明許費は、約5,495万円設定する。これは、財産管理に係る維持修繕工事について、世界的な半導体不足のあおりを受けて給湯器が製造できず年度内の完了が困難となったほか、資材調達に多くの期間を要することが判明した道路標識・道路標示工事等についても年度内の完了が困難となったことから、来年度へ繰り越すものである。

(2) 令和4年度当初予算案（警察関係）の概要（警務部）

警察本部

令和4年度の当初予算は、約170億3,579万円を要求する。本年度と比較すると約1億3,374万円の減額、率にして0.8パーセントの減少となる。

要求内訳は、職員人件費が73.2パーセントを占め約124億6,342万円、物件費が26.8パーセントを占め、約45億7,236万円である。職員人件費は例年並みであるが、物件費のうち、施設費と交通安全施設整備費は本年度よりも減額となるものの、新運転者管理システムに伴う各種経費や高齢者講習等業務委託費等のため、物件費全体としては本年度よりも増額となる。

主な事業については、交番相談員や特殊詐欺被害防止アドバイザー等の配置、取調べに係る録音・録画装置の更新、デジタル式飲酒検知器の増強整備、交番・駐在所総合安全対策等は継続するほか、高齢者等に重点を置いた交通事故防止対策の推進では、安全運転相談員を1人増員する。

新規事業として、スマートフォン等の解析機器の整備、インターネットメールサーバーの導入、災害発生時に必要となるドローンの操縦講習等を行う。

委員

限られた中で、社会の変化に対応するよう検討されていると思う。

委員

全国では、交番や駐在所勤務員が襲撃される事件も発生しているため、報告のとおり、施設面での安全対策を継続して進めていただきたい。

(3) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）

警察本部

全国でクロスボウを使用した殺傷事件が発生したことや、クロスボウには拳銃に匹敵する威力があることなどから、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が本年3月15日に施行される。改正に伴い、クロスボウの所持の禁止等が定められたことから、特殊勤務手当の一つである銃器犯罪捜査手当の対象業務の適用範囲を拡大するため、警察職員の特殊勤務手当に関する条例を改正する。

現状の銃器犯罪捜査手当では、拳銃や猟銃などが支給対象であり、クロスボウが含まれていないことから、銃器犯罪捜査手当の支給対象業務に加える。

今後、県議会2月定例会に条例を提案予定である。

委員

クロスボウは殺傷能力が高いので、必要な改正だと思う。

委員

今回は法改正に伴う改正であるが、今後も必要に応じて見直しを行っていただきたい。

(4) 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和3年度第3四半期）（警務部）

警察本部から、令和3年度第3四半期における懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果について報告がなされた。

委員

引き続き、改善すべき点は改善し、再発防止に努めていただきたい。

委員

小さなことが重大なことにつながるので、しっかりと随時監察を行うことが、組織を運営する上で重要である。今後も適切に行っていただきたい。

(5) 令和3年度総合監察実施結果（警務部）

警察本部

令和3年度の総合監察を実施した。実施項目は、業務に関する監察と術科練度に関する監察であり、業務に関する監察では、各部ごとに項目を定め、人材育成に向けた取組状況や適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況などを確認した。

実施の結果、指導事項があった警察署には改善を求め、改善状況を確認する。

今後も総合監察等を通し、職員が働きやすい能率的な職場環境の構築に努める。

委員

細かい点まで実施していると思う。良い取組については情報共有し、県下全体の底上げを図っていただきたい。

委員

術科練度に関する監察では、どのように改善点を指導するか。

警察本部

その場で講評を行い、担当の人材育成課員が指導している。

委員

良い取組事例が定着することで、効果的な人材育成ができると思う。
今後も、若手職員の気持ちをくみ取り、組織全体で育成していただきたい。

(6) 琴浦大山警察署八橋駐在所の設置（生活安全部）

警察本部

琴浦大山警察署の徳万駐在所は昭和57年に建築され、建物が老朽化したことや敷地が狭いことなどから、地域の安全機能の充実を図るため、同駐在所を廃止して、約2.1キロメートル西方の琴浦町八橋地内に「八橋駐在所」を新築し、本年1月22日から運用を開始した。

移転に伴い、敷地面積が広くなり、徳万駐在所では来訪者用の駐車スペースがなかったが、この度は2台分を確保した。また、新たな設備として、コミュニティルームや防犯カメラを設置した。

通常であれば、関係者を招いた開所式を行っているが、コロナ禍のため実施せず、地元の方や関係者には個別で見学していただくこととした。

移転に伴う所管区の変更はなく、事前に地元自治会等に説明を行ったほか、ミニ広報紙、警察署ホームページ、巡回連絡等により広報を実施した。八橋地区の方からは、「平成29年に八橋警察署が琴浦大山署に移転して八橋地区に警察施設がなくなったが、駐在所ができたので安心する。」との意見があった。

駐在所が地域の安全センターとしての役割が果たせるよう、地域に密着した活動に取り組んでいく。

委員

駐在所の安全機能も強化され、より地域の安全が図れるのではないかと思う。

委員

この地域の活動拠点として安全安心のシンボルとなるよう、頑張ってください。

委員

身近な存在となるよう、住民に見える活動を行っていただきたい。

(7) 鳥取県警察手数料条例の一部改正（交通部）

警察本部

道路交通法施行令の一部及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、手数料額の標準とすべき額が見直されたことに伴い、鳥取県警察手数料条例の一部改正を県議会2月定例会に提案する。

今回の改正は、運転免許課と生活安全企画課に関するものである。

新たに、運転免許課が所管する、運転免許更新時の運転技能検査と若年運転者講習を制定する。これは、改正道路交通法の施行により、高齢運転者対策として、過去3年間に一定の違反をした75歳以上の高齢者に対する運転技能検査を導入することと、第2種免許等の受検資格の見直しにより、一定の違反をした者に対する若年運転者講習を導入することに伴うものである。更新時の運転技能検査は、1件につき3,550円、若年運転者講習は、1時間につき2,250円、2日間の9時間講習で20,250円となる。

改正点は、運転免許課が所管する、認知機能検査、認知機能検査を行う者に対して行う講習及び高齢者講習、生活安全企画課が所管する銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務の計4項目である。認知機能検査は、現行では、1件につき750円であるが1,050円とする。認知機能検査を行う者に対して行う講習は、現行では、講習の種類等に応じ、1件につき800円又は1,400円であるが、1件につき1,200円又は1,450円とする。高齢者講習は、運転技能検査の導入等に伴い高齢者講習の区分が見直されたことから、現行では、講習の種類に応じ、2,250円から7,950円であるが、2,900円から6,450円とする。銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務では、許可証の書換えについて、物件費の減少等により、現行の1件につき1800円から1件につき1600円とする。

本改正に合わせ、運転免許課が所管するチャレンジ講習と簡易講習は、改正施行日をもって廃止とする。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・ 運転免許更新に係る審査請求の裁決
- ・ 個人情報開示請求に係る審査請求の裁決
- ・ 公安委員会宛ての苦情に対する回答（2件）

4 報告事項

- ・ 審査請求の受理
- ・ 下半期業績報告
- ・ 鳥取県暴力団排除条例の一部改正に係るパブリックコメントの結果

5 決裁

公安委員会表彰

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。